

熊本県公報

第13033号
令和3年(2021年)
6月8日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…… (") 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除…… (建築課) 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除…… (") 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除…… (") 5

公 告

- 令和3年度(2021年度)製菓衛生師試験の実施…… (健康危機管理課) 6
- 公共測量の開始…… (監理課) 8
- 令和3年度(2021年度)家畜人工授精に関する講習会の開催及び同修業試験の実施…… (畜産課) 8

登 載 依 頼

- 球磨川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定…… (内水面漁場管理委員会) 8
- 新前川堰周辺における水産動物の採捕禁止区域の設定…… (") 8

正 誤

- 平成30年(2018年)6月1日熊本県告示第441号(造成宅地防災区域の指定)中…… (建築課) 9

告 示

熊本県告示第517号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年(2021年)6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
S A I 松橋曲野教室 宇城市松橋町曲野3375-39	合同会社N A V A 熊本市南区域南町隈庄537番地 梅田 亮	令和3年(2021年)6月1日	4352700217	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第518号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年(2021年)6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人愛	訪問介護ステーションひだまり	人吉市駒井田町 1951番地	令和3年 (2021年)6月1日	訪問介護

熊本県告示第519号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
あじさい ぷらす 八代市田中町573番地8	特定非営利活動法人八代福祉ネットワークあじさい 八代市田中町573番地8 山野 誠一	就労継続支援B型	令和3年（2021年）6月1日

熊本県告示第520号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障がい者支援センターリンク 天草市倉岳町宮田1152番地5	NPO法人地域ふれあいホームリンク 天草市倉岳町宮田1176番地 池崎 宏一	自立生活援助	令和3年（2021年）6月1日

熊本県告示第521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
あじさい日中支援事業所 ぷらす 八代市田中町573番地8	特定非営利活動法人八代福祉ネットワークあじさい 八代市田中町573番地8 山野 誠一	就労移行支援	令和3年（2021年）6月1日

熊本県告示第522号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
オリーブ薬局 天草市今釜町7-32	令和3年（2021年）6月1日
きたおか薬局 天草市東浜町12-1	令和3年（2021年）6月1日

熊本県告示第523号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）6月1日熊本県告示第441号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）7月31日熊本県告示第614号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）8月28日熊本県告示第683号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）10月5日熊本県告示第774号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）11月26日熊本県告示第989号（造成宅地防災区域の指定）、平成31年（2019年）1月15日熊本県告示第288号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）8月30日熊本県告示第288号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）9月24日熊本県告示第337号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）9月27日熊本県告示第343号（造成宅地防災区域の指定）、令和2年（2020年）3月6日熊本県告示第177号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 十六番町屋敷地区②
菊池郡大津町大字大津字十六番町屋敷1053番、1054番、1055番1、1056番
- 2 新田地区③
菊池郡大津町大字吹田字新田335番
- 3 西鶴地区⑨
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴527番
- 4 向村地区②
菊池郡大津町大字真木字向村129番
- 5 西鶴地区⑧
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴600番1、600番2
- 6 西鶴地区⑩
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴505番
- 7 上鶴地区①
菊池郡大津町大字大津字上鶴1552番1
- 8 岡園地区⑥
菊池郡大津町大字陣内字岡園1672番
- 9 矢鉾地区③
菊池郡大津町大字杉水字矢鉾3154番1、3155番2、3155番3、3155番4
- 10 尾ノ上地区①
菊池郡大津町大字町字尾ノ上360番、361番、362番1、362番2、362番3、363番1、363番2、364番1、367番、368番1、368番2
- 11 西鶴地区⑫

菊池郡大津町大字岩坂字西鶴574番

- 1 2 西鶴地区⑫(追加分)
菊池郡大津町大字岩坂字西鶴560番3
- 1 3 室西鶴地区①
菊池郡大津町大字室字西鶴1009番4、1013番1
- 1 4 西道免地区②
菊池郡大津町大字室字西道免1864番5、1864番6
- 1 5 中在目地区④
菊池郡大津町大字矢護川字中在目1008番1

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第524号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月16日熊本県告示第216号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月30日熊本県告示第280号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)6月21日熊本県告示第124号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)7月19日熊本県告示第182号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)12月6日熊本県告示第538号(造成宅地防災区域の指定)、令和元年(2019年)12月27日熊本県告示第634号(造成宅地防災区域の指定)、令和2年(2020年)8月11日熊本県告示第637号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 西原地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字西原3271番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3271番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3188番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3249番、3256番、3259番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3264番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3264番地先の水の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3249番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 2 滝地区(その2)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字滝2349番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、2350番1、2351番1、2351番2、2363番、2395番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、2395番5の一部(次の地図に示す部分に限る。)、2349番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)、2351番2地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)、2395番地先の道(次の地図に示す部分に限る。)、2363番地先の水(次の地図に示す部分に限る。)
- 3 滝地区(その4)
阿蘇郡西原村大字河原字滝2360番、2360番地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 4 市川原地区(その2)
阿蘇郡西原村大字河原字市川原1103番1、1103番2、1103番1地先の道、1103番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 5 瓜生迫地区(その2)
阿蘇郡西原村大字河原字瓜生迫1586番1、1586番1地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)
- 6 瓜生迫地区(その3)
阿蘇郡西原村大字河原字瓜生迫1621番
- 7 谷頭地区(その4)
阿蘇郡西原村大字河原字谷頭3670番、3675番、3670番地先の道
- 8 滝地区(その5)
阿蘇郡西原村大字河原字滝2395番

- 9 滝地区(その6)
阿蘇郡西原村大字河原字滝2366番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2368番
- 10 秋田原地区(その3)
阿蘇郡西原村大字河原字秋田原549番3、549番5、549番6
- 11 松ノ平地区
阿蘇郡西原村大字宮山字松ノ平2250番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2322番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2250番地先の水、2250番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
阿蘇郡西原村大字宮山字日向76番、76番地先の道
- 12 日向地区(その3)
阿蘇郡西原村大字宮山字日向60番1
- 13 桑鶴地区
阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴2190番43の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 14 谷頭地区(その5)
阿蘇郡西原村大字河原字谷頭3675番、3675番地先の水
阿蘇郡西原村大字河原字小野1909番1
- 15 谷頭地区(その6)
阿蘇郡西原村大字河原字谷頭3646番4、3644番
- 16 谷頭地区(その7)
阿蘇郡西原村大字河原字谷頭3646番5、3645番2
- 17 宮山地区
阿蘇郡西原村大字宮山字宮山853番、859番1

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第525号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)12月7日熊本県告示第1022号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

畑・風当地区

阿蘇郡西原村大字小森字畑村1033番1、1033番2、1038番、1046番、1049番3、1049番4、1052番、1052番2、1053番1、1053番2、1053番3、1053番4、1053番5、1074番2、1076番、1076番1、1079番、1081番1、1082番1、1083番、1084番、1085番、1087番1、1087番3、1089番、1098番5、1082番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1089番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1052番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1046番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1033番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

阿蘇郡西原村大字小森字風当1125番1、1126番2、1127番、1128番、1129番2、1131番1、1132番、1138番1、1139番1、1139番2、1139番3、1141番、1142番、1143番1、1145番1、1149番2、1156番、1201番、1202番、1202番2、1205番、1206番、1207番、1208番、1209番2、1209番4、1210番1、1210番2、1210番3、1210番4、1211番1、1213番1、1214番1、1215番1、1215番2、1217番、1218番1、1221番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1224番、1225番、1226番1、1226番2、1227番、1228番3、1229番、1230番2、1231番、1232番、1233番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1234番、1236番3、1238番、1239番、1240番、1243番1、1244番1、1250番1、1250番2、1251番、1251番2、1252番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1255番、1256番、1258番、1288番、1289番、1292番1、1292番2、1294番、1297番、1298番1、1298番3、1298番4、1312番1、1312番2、1314番1、1317番、1319番、1321番、1322番、1332

番、1333番1、1201地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1236番3地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1289番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1138番1地先の水、1149番2地先の水、1144番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1128番地先の水、1141番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1232番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1258番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1297番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1211番1地先の道
 阿蘇郡西原村大字小森字風当鶴2608番2、2609番2

(図面は熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第399号

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により令和3年度(2021年度)熊本県製菓衛生師試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)第2条の規定により公告する。

令和3年(2021年)6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年(2021年)8月28日(土)午後1時30分から午後3時30分まで(2のただし書に該当する者にとっては、午後2時45分まで)
 - (2) 場所 熊本市東区月出3丁目1番100号
公立大学法人熊本県立大学大ホール
- 2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。

 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品学
 - (4) 栄養学
 - (5) 食品衛生学
 - (6) 製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択)
- 3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事した者(原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者に限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事している者を除く。以下同じ。)
 - (3) 法の施行の日(昭和41年12月26日)に現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていた者又は法の施行の日後3年を超えるに至った者
- 4 受験手続
 - (1) 受験願書の配付

各保健所及び健康危機管理課衛生環境室での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。

各保健所及び健康危機管理課衛生環境室での配付期間は、令和3年(2021年)6月21日(月)から同年7月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し94円切手を貼った返信用封筒(長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒)と連絡先(本人と直接連絡が取れる電話番号等)を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)宛て請求すること。
 - (2) 受験願書受付期間

ア 受付期間は、令和3年(2021年)6月28日(月)から同年7月2日(金)までとする。

イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送による受験申込みは、令和3年(2021年)7月2日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。

- (3) 受験願書の提出
 ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に居住する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室(〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)に提出すること。
 イ 郵送による受験申込みをする者については、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、アの提出先に特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。
- (4) 提出書類等
 提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあっては2部、健康危機管理課衛生環境室に提出する場合にあっては1部とする。
 ア 受験願書(第1号様式)
 イ 菓子製造業従事証明書(第2号様式)(3の(1)に該当する者を除く。)
 ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し(2のただし書に該当する者に限る。)
 エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し(3の(3)に該当する者を除く。)
 オ 写真2葉(受験願書の提出前6か月以内に、脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
 カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄(抄)本
- (5) 受験手数料
 9,700円(受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。)
- (6) 受験票の交付
 受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。
- 5 合格基準
 6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点とその試験科目の平均点の2分の1の点(小数点以下を四捨五入した点)を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
 (1) 合格者の発表は、令和3年(2021年)10月1日(金)午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
 (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。
- 7 その他
 (1) 願書の請求及び受験についての問合せ先

健康危機管理課衛生環境室	096-333-2247
有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
阿蘇保健所衛生環境課	0967-24-9035
御船保健所衛生環境課	096-282-0041
宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
人吉保健所衛生環境課	0966-22-3108
天草保健所衛生環境課	0969-23-0172
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188

 (2) 試験成績の開示
 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。
 ア 開示請求の方法
 熊本県庁新館3階健康危機管理課衛生環境室に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
 イ 開示期間
 合格発表の日から1か月間(令和3年(2021年)10月1日(金)から令和3年(2021年)11月1日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。))の午前10時から午後5時まで。)とする。
- (3) 試験問題の開示
 試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間(令和3年(2021年)10月1日(金)から令和4年(2022年)9月30日(金)まで)とする。
- (4) 合格の取消し
 受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により御船町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真測量及び数値地形図修正）	令和3年（2021年） 5月1日から 令和3年（2021年） 12月28日まで	御船町

熊本県公告第401号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年熊本県規則第17号）第4条第2項の規定により公告する。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者
(1) 熊本県立農業大学校の生徒
(2) 家畜人工授精業務に従事しようとする者 10人程度
- 3 講習会の開催期間
(1) 熊本県立農業大学校生
令和3年（2021年）7月26日（月）から同年8月11日（水）まで
(2) 一般受講生
令和3年（2021年）7月26日（月）から同年8月25日（水）まで
- 4 講習会の場所
合志市栄3805 熊本県立農業大学校 他
- 5 その他
新型コロナウイルス感染症及び国内における家畜伝染病発生状況等により延期し、又は実施しない場合がある。

掲載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第217号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定に基づき、球磨川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。ただし、熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号。以下「規則」という。）第53条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江藤俊男

- 1 採捕禁止区域
右岸八代市麦島東町、左岸同市高下東町球磨川堰上流端から上流へ30メートル、同堰上流端から下流へ80メートルまでの区域。ただし、規則第39条の規定で定められた採捕禁止区域等と重複する区域及び期間を除く。
- 2 指示の有効期間
令和3年（2021年）6月9日から令和5年（2023年）6月8日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第218号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定に基づき、球磨川水系前川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。ただし、熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）第53条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

令和3年（2021年）6月8日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江藤俊男

- 1 採捕禁止区域
右岸八代市末広町、左岸同市麦島東町新前川堰上流端から上流へ30メートル、同堰

- 上流端から下流へ80メートルまでの区域。
2 指示の有効期間
令和3年(2021年)6月9日から令和5年(2023年)6月8日まで

正 誤

平成30年(2018年)6月1日熊本県告示第441号(造成宅地防災区域の指定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。
令和3年(2021年)6月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ページ	行	正	誤
2	7、12、 15、1 8、21、 25、2 9、33、 36	菊池郡大津町	阿蘇郡大津町